

事務手数料の適正化について

1 事務手数料について

西東京市では、特定の者の利益のために派生した事務について徴収する事務手数料は、別に定めのあるものを除くほか、「西東京市手数料条例」（以下「条例」という。）に定めている。

このうち、証明等交付手数料及び閲覧手数料等の事務手数料については、戸籍の謄本・抄本等に記録されている事項の証明など「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等の法令や都の条例で定められているものを除いては、市独自で定めることとしている。

2 受益者負担の考え方

証明発行等に係る事務手数料の受益者負担については、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」（以下「基本方針」という。）において、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、証明発行に係る費用については受益者が100%負担することが妥当であるとしている。

3 見直しの周期

事務手数料は、基本方針において原則として3年ごとに見直し作業を行うこととしており、直近では令和元年度に「都市計画に関する証明」の区分変更と一部手数料値上げの改定を行っている。

4 原価計算結果

(1) 現行手数料を据え置くべきもの

資料2のとおり、令和2年度決算による原価計算の結果（B）と、条例で定める金額（A）とで割り出した乖離が、1.5倍を超えない事務手数料については現行手数料を据え置くものとする。

※犬の登録及び狂犬病予防注射に係る手数料については、従前に国が手数料を所管していた経緯から全国一律の手数料額を設定しているため、事実上、市に裁量の余地がなく現行手数料を据置くものとする。

(2) 条例で定める金額と原価計算に乖離がある手数料

原価計算の結果と条例で定める金額とで1.5倍以上の乖離がある事務手数料について、主な要因は下記のとおりである。

➤ 多機能端末機による交付

多機能端末機（コンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機）はマイナンバーカードを使用して証明書を取得するが、マイナンバーカードの交付促進により、前回見直し時の平成 29 年度と比較すると大幅に原価が下がった。多機能端末機による交付については、職員の人件費がかからないため、交付件数が原価計算結果に大きく影響している。

事項	手数料額	令和 2 年度 原価計算	平成 29 年度 原価計算
多機能端末機による交付			
住民票の写し	200 円	566 円	2,021 円
戸籍の附票の写し	200 円	650 円	2,160 円
印鑑登録証明	200 円	566 円	2,022 円
課税（非課税）証明	200 円	814 円	2,875 円

「多機能機端末機の交付」について、現在の状況

国のマイナンバーカード交付推進の政策と連動し、令和 2 年度は大幅にマイナンバーカード交付件数が伸びたことが影響して多機能端末機による交付件数も増大した。

引続きマイナンバーカードの交付を促進し、原価計算結果との乖離を縮小していく必要がある。

	マイナンバー カード交付件数(累計)	住民票	戸籍附票	印鑑証明	課税証明
平成 30 年	36,041 枚	5,213 枚	52 枚	3,328 枚	1,233 枚
令和元年	43,798 枚	7,580 枚	74 枚	4,652 枚	1,638 枚
令和 2 年	75,130 枚	14,838 枚	112 枚	9,905 枚	2,612 枚

➤ 印鑑登録証の交付

原価との乖離が 1.8 倍ではあるが、登録・審査手続きがあるため住民票発行事務などと比較すると、若干人件費が高くなるのが要因である。他自治体と比較すると、西東京市は最上位の金額帯であり、都内 26 市中で 6 割以上の自治体が無料で行っている手続きでもある。見直しによる値上げを実施した場合は、26 市で西東京市が単独で最も高い手数料を設定することとなる。

無料	16 市
100 円	2 市
150 円	1 市
200 円	2 市
300 円	5 市

➤ 道路に関する証明

証明発行にあたり、資料確認や現場確認を要する案件も多いことから、原価に占める人件費の割合が高くなっている。

事項	金額	原価計算	交付件数	要因
道路に関する証明	300 円	2,602 円	235 件	人件費割合 98%超

※令和2年度決算数値

➤ 都市計画道路・用途地域等の証明

令和元年度に証明書の区分変更及び手数料の値上げ(300円→2,000円)を実施したものの、人件費の割合が高く原価との乖離は3倍以上となっている。

事項	金額	原価計算	交付件数	要因
都市計画に関する証明				
都市計画道路等に関する証明	2,000 円	6,135 円	82 件	人件費割合 99%超

※令和2年度決算数値

5 都内26市の事務手数料の検証

「多機能端末機による交付」及び「道路に関する証明」の料金設定は26市中で平均水準程度、「都市計画道路等に関する証明」及び「印鑑登録証の交付」については26市中で高額帯の区分である。

6 結論

以上のことから、今年度の事務手数料の定期見直しにあたっては、原価計算と条例で定める料金に乖離がある一部の手数料について課題はあるものの、他市の料金設定と比較考量した結果、著しい乖離は見られないことから、現行の事務手数料を据え置くことが妥当であると考えます。